

平成 22 年 6 月議会八尾春雄一般質問

＜八尾議員：1 回目の質問＞

皆さん、こんにちは。10 番、八尾春雄でございます。

傍聴においでになった皆さん、ようこそおいでくださいました。ありがとうございます。

今から一般質問を行いますので、よろしく願いをいたします。

日本共産党は、今回 1 番目と 2 番目を務めます。これまで余り前例がないことで、何事かと感じておられるかもしれませんけれども、住民本位で、かつ住民参加の新しい町政を目指す姿勢は、いささかも変わっておりません。そのことを申し上げて、早速質問に入ります。

今回は、**6 点の質問**です。

質問事項 1、非核平和都市宣言の町を示す看板設置具体化は進んでいますか。平和を求める広陵町民を代表して明確な意思表示を求めます。

世界平和 NPT 会議（核不拡散のための国際会議）は 5 月 28 日終了し、核兵器を廃絶する道筋を明らかにすることを最終文書でまとめましたが、日本からの賛同署名 700 万筆が大きな力になりました。この中には平岡町長を初め職員の皆さん、また県下の全自治体首長の賛同署名及び荒井知事の署名も含まれております。このようなことは、全国で奈良県がただ一つの状況でございます。どうぞ自信を持って、非核平和都市宣言の町を示す看板設置を進めていただきたい。いつまでに、どこに、どのような看板を設置する予定なのか、お示しをお願いします。

全国知事会議に、荒井知事は欠席をされました。米軍機能の移転地を公募したいとの鳩山総理大臣の意向には応じられないとの意思表示をしておられます。町長としても、基地被害に苦しむ沖縄の首長を激励する行動をとってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問事項の 2 番でございます。

葛城川西側の的場エリア内における洋国開発株式会社の住宅開発についてでございます。

3 月議会で基本的な事柄について、8 項目にわたり具体的質問をしておりましたのに、うち 7 項目は答弁漏れでございました。大変遺憾でございます。今般、再度質問をいたしますので、誠実に答弁を願いたい。

また、一定の時期に、近隣住民を対象とした説明会の開催を求めます。

7 項目を少し紹介をいたします。

1、都市整備課では 1, 300 平方メートル余りの土地に 7 戸の住宅といいながら、農業委員会には資材置き場をつくりますと、異なった手続をしています。これは、どうなっ

ていますか。

2番目、隣接地にある東大福寺観音堂の由来によれば、多数の泥の塔が出土したということで、あらかじめ発掘調査をして、問題がないことを確認をしなければ住宅開発できないのではないかということについて、答弁をしてください。

3番目、葛城川西側の土手、ここは県の土地になります。勝手に土がすきとってありますが、どういう協議をされたのか。確認をしたのか。

4番目、電柱の補強として、葛城川土手までワイヤーが引っ張ってありますが、これは今後どのようなになるのか。

5番目、西側への水路所有者はだれで、その間に幅員が1メートルに達しない里道が存在をいたします。今度の工事ではどうなるのか。だれが、どのように許可を求めて工事を施すのか。

6番目、道路奥に回転広場が必要なのではないかと。車が行って、出ていくときに回転する、ちょっと広いところですね。

7番目、同地北東角地にコンクリートの塊があります。これは一体何ですか、ということをお尋ねをしております。

4月4日、洋国開発株式会社の委託を受けた株式会社パークコーポレーションが住宅地として売り出すチラシを新聞折り込をしております。まだ建築確認申請も出していないのに、「指定道路あり」と虚偽記載された欺瞞的な内容であり、黙過できません。このことは都市整備課に通報済みですが、同社に対して町はどのように是正指導しておられるのですか。それとも放置したまま、今日を迎えておりますか。

質問事項の3でございます。

女性が職業を持ち、持っている力や能力を存分に発揮するための男女共同参画事業の推進が求められております。

1、保護者の就労により保育に欠ける状態があれば、保育園への入園でこれを支えるのが自治体の役割であるように、過大な家事労働から女性の負担を軽減すること、男性の長時間労働を緩和することが男女共同参画社会の実現につながると信じます。教育長は、女性が職業を持つことについて、どのように認識しているのか。家事を完璧にこなし、余力があれば就労したらよいが、そうでなければ家事労働に専念するのが母親の役割であり、子供たちへの愛情であると考えておられるのかどうか、基本的な認識をお尋ねをいたします。

中学校給食を求める声に対して、教育長は愛情弁当論を展開し、これを拒否しておられます。就労のために弁当を準備することが難しくなっている昨今、中学校給食を求めるのは愛情に欠ける保護者との認識でございますか。

質問事項の4番でございます。

地区計画の導入は、よりよいまちづくりに大きな貢献をもたらします。おこなっている理由、原因は何か。6月議会に、この議会に条例提案が町の公約ではなかったのか。

1、町提案に対して、どのような反対意見が出ているのか。また、それは何件か。

県は町に対して「できるだけたくさんの方の所有者の了解をとるように」とは求めています。具体的な指図はしていないとの対応であることは既に紹介をしております。町原案に対する反対意見の取り扱いは、所定のルールにのっとる必要があります。土地所有者の8割の賛同があれば制定は可能と説明してきた経過を無視することはできません。8割基準について、再確認を求めます。

質問事項の5番です。税金や給食費、水道料などの滞納者に対する徴収業務についてでございます。

1、滞納者がみずから滞納に至った事情を説明し、担当部局との相談の結果、分納や延納との話がまとまり、実際に支払いに応じていても督促をかけているんですか。強圧的な徴収業務は中止するよう求めます。また、滞納となっている債権、これは町側から見ての債権でございますが、このことについて地方税法第15条の7によれば、地方団体の長、つまり町長は、滞納者について滞納処分の執行を停止することができるとして、3項目の納税緩和制度を定めております。その一つは、滞納処分をすることができる財産がないとき、二つ目は、滞納処分をすることによって、その生活を著しく急迫させるおそれがあるとき、3番目、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、この場合には、町長は納税緩和制度を使いなさいということになっております。我が町の税務行政では、これをどのように受けとめて実践しておられるのか。

2、任意組織である地方税回収機構が、税徴収や滞納処分などの公権力の行使をすることがないように、この機構は設立しないことを求めます。また、同じ趣旨で、民間の債権回収会社に回収を委託しないことを求めます。

3、今年度の国保税の納付書送付に当たっては、7月10日ごろとお聞きしておりますけど、今回大幅な値上げを実施した最初の納付書となることから、全員に減免申請用紙を添付して、滞納者とならないように、丁寧に呼びかけてもらいたい。

質問事項の6でございます。

道路の改修要望について。

真美ヶ丘地区も、住民が張りついてから27年が経過をしました。最近、道路の亀裂が生じて目立ってきている。雑草がはえてきている箇所もある。大型車両が通る地点では住宅が振動し、欠陥住宅を疑ったとの話も届いている。補修計画、いつ、どのぐらいの規模で、優先順位はどうするのかについて計画を説明をお願いをいたします。

簡易式補修方法によったためか、温度の上昇で亀裂からコールタールが垂れてきている地域もあります。どのように対応しようとしていますか。

以前には10月に土木・交通安全関連の大字・自治会アンケート調査が実行され、効果を上げていました。身近な要求については、そこに住んでいる皆さんからの情報提供がより正確なものになるので、アンケート調査を復活してもらいたい。

以上の質問でございます。よろしく御答弁をお願いします。

＜平岡町長：1回目の答弁＞

八尾議員から御質問がございましたので、お答えをします。

今回、6点の御質問でございまして、まず1番でございます。非核平和都市宣言のまち、看板は一体どうなってるのかという質問でございます。

昭和60年12月に町議会で議決いただきました「広陵町非核兵器平和宣言のまち」の表示につきましては、役場庁舎の玄関に表示させていただいているところではありますが、その他の設置場所、方法等について、いろいろと検討を加えてまいりました。

皆さんにごらんいただく効果的な方法として、町内に設置しております歓迎用の看板を利用して、町内外を問わず、核兵器のない平和な世界の実現に向けて取り組んでいる姿勢を訴えてまいります。

次のお尋ねですが、国の安全保障の問題につきましては、私も強い関心を持っており、国を挙げてしっかりと議論すべき問題であると思っております。沖縄で頑張っていただいている首長へ、激励の気持ちをお届けする意思は十分に持っております。

次、2番でございます。洋国開発株式会社の住宅開発について、お尋ねをいただきました。

葛城川西側の的場地区内における洋国開発株式会社における住宅開発についてでございますが、この事業地の用途地域は、第1種住居地域となっており、面積は約1,300平米であります。地目は畑、現状は長年にわたり荒廃地でした。このような在来地域で市街化区域の土地利用の相談を受けた場合、町としての対応は開発協議との説明をしますが、地域の実情から開発行為ができないケースについては、地元区長、水利組合、近隣住民への説明と理解を得ることを条件に、土地活用の促進を図るようにしております。

この事業地は、開発申請による開発ではなく、御指摘のとおり農業委員会へ資材置き場としての申請となっております。その後、工事が進められる中で、弁財天区より既存の2本の町道利用での造成工事は道路幅員上交通事故等の問題があり、本事業を円滑に進めるにおいては、事業地の北方向からの進入道路を設け、町道として整備されるよう要望がありました。道路管理者として既存道路は道路も狭く、行きどまりとなっており、災害時や生活道路として北向きに道路を整備をし、通り抜けできるようにすることが最善であると判断をし、土地所有者と交渉を重ねながら、北方向へ道路整備の約束を取りつけました。現在、道路用地として町へ移譲するよう事務を進めているところです。

なお、5月末に地元弁財天区長、当地区代表役員の方に、北方方向へ通り抜けできるよう道路整備を行うとの経緯を説明し、隣接住民の皆様へ報告することで、役員方に御了承と感謝をいただいたところです。ここまでの経過でございます。

庁舎内での突き合わせ作業は、との御質問でございます。開発事前協議が出された場合、農業委員会を含む各関係課への意見を求めています。

次に、2の隣接地にある東大福寺観音堂の由来による文化財調査ですが、法令に定める

届け出を行うよう指導をしております。また、重金属やアスベスト等の投棄のないことを確認しているかとの御質問ですが、これは土壤汚染対策法の関係で、一定規模の要件で奈良県知事への届け出が必要となります。要件としては、有害物質使用特定施設の使用の廃止時、それから、3,000平米以上の土地の形質の変更の届け出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき等で、当地は元農地であり、3,000平米以下となりますので、該当はしません。

3の葛城川西側土手の土の一部がすき取ってあるとのことですが、河川との境界に水路側溝があり、河川明示の確認の際、その水路位置を確認するため削ったものと業者に確認しております。

4の電柱の補強として、葛城川土手までワイヤーが引っ張ってあるとのことですが、占用物件においては占用先と占用者間で協議されるもので、本件は町としては権限が及びません。現場を確認しましたが、現在は電柱は建っておりません。

5の西側への水路所有者はだれか、また里道が存在するとの質問ですが、当事業地の公有水路、里道について所有者は町ですが、水路管理は弁財天区となっています。既に水路、里道の境界明示がされており、水路の維持管理についても弁財天区と協議され、了解済みと弁財天区長に確認しております。

6番目の道路奥の回転広場が必要とのことですが、開発協議においては必要となりますが、御指摘のとおり交通的な問題で地元要望もありましたので、町において北方向へ道路を抜くよう指導をし、土地所有者と所有権移譲する協議が整ったところです。

7番目の同地の北東角地にコンクリートの塊があるとのことですが、これは旧大和平野分水の塔で、現在は使われておらず借地ですので、関係機関との協議が整い、取り壊しをすると聞いております。御心配の取り壊しの際の事故防止について、注意するよう指導をしております。

②の4月4日の住宅地売り出しのチラシの件ですが、御指摘ありましたように、虚偽的なチラシ内容でしたので、直ちに業者を呼び、事情を確認し注意をした上で、奈良県高田土木事務所の指導を受けながら進めるよう指導をしております。

次、3番は、男女共同参画事業の推進については、教育長がお答えいたします。

次、4番目でございます。地区計画がおくれているのではと、原因は何かの御質問でございます。

まず、1の町原案に対してどのような反対意見が出ているのか、またそれは何件かとの御質問ですが、馬見南3丁目につきましては、意見書の提出は3名でございました。内容は、地区計画区域内にグループホーム、ケアホームが建設できないか、町売却予定地のみ地区計画区域にすべき、建ぺい率・容積率の制限により、大家族の同居、家族介護に手狭になり、土地利用が阻害される、現住居は景観もよく整備されている、現状維持でよいなどでした。

次に、②の賛同率のことですが、8割でよいとの説明はしておりません。より100%

に近い賛同率に高めていきたいと説明をしております。

地区計画が導入された1980年衆議院建設委員会において、地区計画の策定の際の住民合意について、各自治体における地区計画の決定に当たっては、区域内地権者の9割同意を要件としているとの意見が出されています。実際に、地区計画をされた自治体への地区計画の合意形成についてのアンケート結果では、「全員合意」「100%近く必要」であるという回答結果が出ており、その他自治体で最低限でも80%以上必要であるとの結果が出ております。

そのようなことから、地区計画制定に際しましては、より高い賛同率を得るための努力と時間を要するものと思われれます。

現在、馬見南3丁目地区につきましては、意見について県と事前協議中で、整えば県事前協議に進み、次の段階に進めたいと考えております。

次、5番目でございます。滞納者に対する徴収業務についての御質問でございます。

税などの収納業務に携わる職員の基本姿勢は、滞納者の話をよく聞かせていただき、納税を進めております。そのため、個人の経済状況にできるだけ配慮し、分割で納付いただけるよう話し合いをさせていただいております。他方、法令には納期限を過ぎても納付のない税につきましては、「20日以内に督促をしなければならない」と定められております。お申し出のようなことには、できるだけの配慮を心がけてはおりますが、法令を遵守すべき立場も御理解いただければと思います。

また、御指摘の執行の停止措置を初めとして、徴収の猶予・換価の猶予などの徴収緩和制度が多く設けられており、納税者の方々との話し合いにおきまして、できるだけ適用させていただけるよう考慮いたしております。ただ、適用基準は厳格に定められておりますため、該当する事案が非常に少ないことも事実ではございますが、町の方針といたしましては、できる限りの配慮を今後も心がけたいと思います。

次に、お申し出の回収機構の任意組織につきましては、和歌山県や京都府など多くの府県で市町村と県が共同をいたしまして、税を中心とした債権の回収に努められております。奈良県におきましても、県が中心となりまして計画がございますが、具体的には進んでおりません。なお、民間への債権回収委託につきましては、存じておりません。

次に、国保税の納付書送付に当たり、全員に減免申請用紙を送ってはその提案でございます。答弁として、このたびの税率改正に当たりまして、住民の皆様には十分な御理解いただけるよう、4月以降、広報や町ホームページを通じて、改正内容や軽減、減免等について、繰り返しお知らせをしてきたところです。

議員御提案の、減免基準に合致するか否かにかかわらず、一律にお送りすることは、住民の皆様にとって、かえって御理解をしにくくすることも考えられます。

納税通知書の送付に当たりまして、課税内容や軽減措置、減免措置及び医療費の適正化などについて説明をしたお知らせを同封、納税通知書送付用封筒に改正の案内及び健診の受診勧奨を印刷、また納税通知書に軽減措置及び減免措置について重点的に案内する内容

で説明を印刷するなど、今日まででない丁寧な案内をさせていただくことにしていますので、御理解いただきたいと思います。

次、最後でございます。6番目の真美ヶ丘地区の道路の改修要望でございます。

真美ヶ丘地区の道路の亀裂が生じている、補修計画、優先順位についての御質問でございますが、真美ヶ丘地区内の古いところでは、30年以上経過をしているところもあり、道路の補修を計画的に進める必要があります。

現在、国の交付金事業を活用し、真美ヶ丘地区内外の幹線道路改修工事を平成20年度から順次進めておりますが、主要幹線道路においては、表層だけではなく、基層からの改修が必要となっております。

このように、道路が造られてから25年から30年といった周期で、抜本的な改修が必要になることから、適切な維持管理に努めながら計画的に予算確保をしております。

なお、住宅地の振動等の苦情につきましては、部分的に緊急修繕を行いながら、速やかに対処しているところです。

②の御質問の簡易式補修方法ですが、道路上の亀裂があるところについては、本来舗装表面を削り、表面にアスファルトをするものですが、傷みの少ないところは、アスファルト乳剤を亀裂に施し、対応しているところです。状況に応じた補修方法で進めているところです。

③の御質問ですが、この土木・交通安全関連のアンケートは、自治会・大字要望と思われませんが、現在は随時要望等をお受けし、要望内容を精査し、対応させていただいております。

以上のとおりでございます。

<安田教育長：1回目の答弁>

八尾議員の質問事項3、男女共同参画事業の推進が求められている、その二つの質問があるわけですが、女性が職業を持つことについて、私の認識を尋ねておられます。

2番目として、中学校給食を求める声に対して、私が愛情弁当論を展開しているということで、中学校給食を求めるのは、愛情に欠ける保護者との認識ですか、こういうことでございます。

答弁といたしまして、女性が職業を持つことの私の認識ですが、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分社会に発揮できる世の中を目指しているのが、日本国憲法の本質であり、男女共同参画社会の実現であると考えています。その中で、家庭は最小の基礎的な集団であり、家庭での教育はすべての教育の原点であります。子供の豊かな情操、基本的な生活習慣、思いやり、基本的倫理観、マナー、自制心、自立心を養う重要な役割を担うものであることを、家庭教育の担い手である父母、その他の保護者が自覚し、家庭においては家族が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関係なく個性と能力を社会に発揮することは、当然の義務と責任

であると考えています。

中学校給食のことについてでございます。

子どもの居場所は、学校・家庭・地域に分けられます。文部科学省の「地域の教育力に関する意識調査」では、以前に比べて低下していると答えた人が55.6%、向上しているが5.2%となっています。低下の理由として、他人の関与を歓迎しない、個人主義というんですか、が56.1%、地域も安全でない、33.7%、近所づき合いの機会が不足、33.2%、居住地に対する親近感が希薄化しているが33.1%等となっています。

また、「家庭の教育力に関する意識調査」では、「世の中全般に家庭教育力が低下していると思いますか」との問いに、そう思うと答えた人が36.6%、ある程度そう思うと答えた人が41.2%、合わせて77.8%となっています。

一方、学校を取り巻く状況は、教員の多忙化があげられます。同じ調査によりますと、年間ペースで1カ月当たり、残業時間は、平日のみで約34時間、休日が約8時間、ただし、成績処理、授業準備などの持ち帰り業務は含まれてないとなっています。

教育力の向上には、学校・家庭・地域の連携と、その役割分担が必要となります。特に、家庭教育力の低下に歯どめと回復が必須であります。

家庭教育の担い手は、父母その他保護者であり、子の教育について第一義的責任があります。その内容は、基本的な生活習慣の確立、自立心、心身の調和のとれた発達であり、思春期を迎える中学生に家庭内の親子の会話、仕事の内容と分担、創意工夫、そして継続等、弁当づくりは最高の取り組みであり、この運動が10年、20年と続ければ、きっと家庭の教育力が回復すると信じております。以上でございます。

<八尾議員：2回目の質問(第1項目)>

質問事項の1番でございます。町長の答弁では、非核平和都市宣言の町を新たに看板設置するのでなくて、歓迎用の看板を利用してそれを言いたいんだと、書き出したいんだと、こういうことで、そういう理解でいいですね。うなずいておられますので、ようやくこれができるようになったと。ぜひ9月18日の緑化フェアまでにつくっていただきたいと。JR法隆寺前には、大きな看板といいますか、四角い柱のようなのがありますので、付近の雰囲気にも溶け込んでおります。そういうことをぜひお願いしたいと思っております。それが1点です。

それから、平和の問題については、よく議論することが必要だと、こんな答弁ですけれども、私はここで、沖縄で4月25日に開催された9万人集まって県民大集会在開催されたことについて触れたいと思っております。

ここには、仲井真知事さん、それから41の全自治体首長さん、県議会に議席を持つすべての政党が参加しておられまして、確認をした中身は、普天間基地閉鎖撤去、県内移設反対、こういうことでございます。ですから、この中には保守の町長さん、市長さんも当然おられるんですけども、ですからその中には前にも紹介しましたが、日米安保条約に

よって日本が守られておると、こういう立場の人もあるわけです。だけでも、余りにひどい基地被害なので、これは何とかせにゃならんという思いがあったんだろうと思います。

それで私がお願いしてるのは、広陵町には、町長は1人しかおられません。平岡仁町長ただ1人でございます。沖縄の現地の人の気持ちというものをやはり汲んで、遠くはなれた奈良の地から、そういう自分たちのことのように我々も考えているけれども、何もできないけれども、ぜひ引き続き取り組んでほしいということを手紙で書いたらどうかという提案をいたしました。今回は意志は持っておりますと、こうなってるわけですね。意志持ってたなら、ちょっとやっていただきたいんですけどね。どうですかね。

<平岡町長：2回目の答弁（第1項目）>

このやり方でございますので、また八尾議員、どのような書き方がいいか、参考事例があったら、お教をいただきたいと思ひます。

私は、沖縄の人たちが頑張っている、そういう気持ちは十分持っております。そういう激励の心をどのように伝えるのか、一生懸命皆さんと協議をしながら、進めてまいりたい。出すことについては問題ありません。出したい。内容について、いろいろ御相談を申し上げたい、このように言ってるわけでございます。

<八尾議員：3回目の質問（第1項目）>・・・答弁を求めない

NPTの署名のことにも触れておきたいと思ひます。

実は、39の県内の自治体首長の中で、最初に署名をしていただいたのが平岡町長でございます。最後は五條の吉野市長さんだそう。吉野市長は、議会となかなか厳しい対決軸を持っておられる方で、なかなか書いてもらえなかったというふうに今井県議には言っておりましたけれども、今は県の原水協に被爆の現状を伝えるパネルを貸してもらいたいと、五條でもぜひそういう取り組みをしたいんだと、こういうことを言っておられるそうでございます。ですから、これはもう政治的な立場を乗り越えて、非核の立場をやっぱり貫くということが大事でございますので、広陵町には平岡町長がやっぱりおられて、この問題についてもそんなに大きな声でないにしても、小さな声でも構いませんけれども、やっぱり基本的なスタンスを持っておられるということが大事だろうというふうに思っております。

<八尾議員：2回目の質問(第2項目)>

葛城川の西側のことについては、答弁拒否があったのでけしからんということで、怒りましたら、丁寧に7項目全部答えていただきましてありがとうございました。

それで、二つだけ質問をしたいと思ひますが、一つは教育委員会にも確認をいたしました。この土地は事前に発掘調査をして、問題がないということを確認しない限り住宅開発はできない土地だと、こういうふうに聞いております。その上で、教育委員会にはまだ

発掘調査の申請自体は出ておらないわけですね。その点が1点でございます。

それから、もう一つは、農業委員会に対する手続と都市整備課に対する手続が全く異なっております。資材置き場といいながら、皆さんもご存じのように、あそこに資材置いてあるかいうたら、10カ月間にわたって資材なんて置いてないんです。事実と異なる手続がしてあるというのが本当のことだろうと思います。そういうときには、取り下げを指導すると、こういうことをぜひやってもらいたいんですが、いかがですか。

<植村教育委員会事務局長：2回目の答弁（第2項目）>

失礼します。現在、この東大福寺の跡地は、周知の埋蔵文化財の包蔵地でございます。これにつきましては、広陵町を經由して県に届け出がなければ着手できない。事前協議が出されましたら、その分で指導をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

<吉村事業部長：2回目の答弁（第2項目）>

農業委員会と都市整備課、同じ庁舎内にありながら、異なった申請をどうしてるかということのお尋ねでございます。

町長の答弁の中でもお答えしていただいておりますが、開発事業として申請がなされるのであれば、これは都市整備課が農業委員会、農地ですからね、農業委員会、あるいは水道局、下水道担当、あるいは教育委員会等々の関係する課に協議書を回して、必要な場合は会議も開いたり、対応をしていただいているのが実態です。

今回の御指摘の事業につきましては、開発申請はしないというように企業者は考えられたケースでございます。すべてが開発ということの決めつけは、町としてはできません。開発であれば奈良県、この地域ですと高田土木事務所の指導が発生をいたします。町といたしまして、開発は上がっておりませんので、地元自治会、あるいは水利関係者との協議を指導をさせていただく立場にあるということで、今日まで対応しているのが実態でございます。その辺のところを御理解をいただきたいと思います。

<八尾議員：3回目の質問（第2項目）>

今の吉村部長の答弁であれば、開発申請というものがなされておらないということが前提の話だと。しかし、現実には農業委員会には資材置き場で手続がなされている。私が言っているのは、事実そのとおり資材置き場に使用しておるのであれば、その申請は適正ですよ。ただし、資材置き場に使用していない状態で10カ月間も放置されている。一方で4月の段階で、ここにありますけれども、パークコーポレーションが売りに出していると、こんなことをやってるわけですよ。だから、ちょっと言いにくいですけど、たちのよくない私は会社かなど、こんな認識も持たざるを得ない。乾副議長から聞きましたけども、大場の御出身の方のようだというようなことも聞いております。広陵町御出身の方が広陵町に対して、やっぱり住民の理解を得て、よい仕事をしていただきたいという趣旨で、一たん農業委員

会の手続は取り下げるということをされたらどうかと。それで、今後どうしたらいいのかということ十分に協議されたらどうかという指導をお願いしたいのですが、どうですか。

<吉村事業部長：3回目の答弁（第2項目）>

今、お示しをいただきました4月4日付のチラシ、これは我々担当としましても青天のへきれきというか、本当にびっくりしまして、5日でしたか、6日でしたか、会社のほうから呼び出しまして、これは何やと、言うところとしてることが違うじゃないかという指導はさせていただき、その後、高田土木事務所の指導を引き続きやっているというのが実態ですので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

<八尾議員：3回目の質問（第2項目）の補足>

では、高田土木とも十分に連絡協調していただいて、適正な指導をお願いしたいと思います。

<八尾議員：2回目の質問（第3項目）>

その次は、男女共同参画事業の話でございます。

率直に申します。教育長は、回答をしておられないです。女性が働くことについて、よいことだと、そういう選択もあり得るということをぜひ述べていただく必要があろうかと思えます。

先ほど紹介した内閣府の文書の中では、ワークライフバランス憲章の中から、こんなことを指摘をしております。「仕事と生活の調和を実現するためには、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本ですが、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うこととしています」と、こういうふうにしてるわけです。ですから、ことしの22年度予算審議の中で、教育長には、中学校給食の実現ということの子育て支援の観点から考えられないのかということで質問をいたしました。そのときの教育長の答弁の中から、私は、どうも女性は引き続き家庭におるべきだと、そのようなことで、外に出て家事がおろそかになると、言ってみれば、そのしわ寄せを町に振り向けるということはいかかなものかという考え方なのではないかという疑いを持っております。女性が外で働くというのは大変大事なことで、世の流れだし、そのことを町の立場で支えるという立場に立つのか、立たないのか、もう一度答弁してください。

<安田教育長：3回目の答弁（第3項目）>

私自身は、男女にかかわらず自分の能力がある人は、大いに社会に出て、その能力を発揮していただきたいと、このように思っております。だから今、私自身は教育の中で、もう

一つは、今幼保一体化のこともまた次に出てくるわけなんですけども、そういうことをやっぱり女性が外に出て貢献するということが、子育てをきちっとできないとそれはできないだろうとっておりますし、法にも書いてありますように、そういうことを思っておりますので、私は母親が、女性が家庭の教育を任すんだというようなことは決して思っておりません。そういうようにとられれば仕方ないですけども、私の考え方としては、そんなことは全く思っておりません。以上です。

＜八尾議員：3回目の質問（第3項目）＞・・・答弁を求めない

一応、否定していただいたということで受けとめておきますけれども、どうもまだ生煮えの御返事でございます。もうしばらく話をしていきたいと。それから、先生のことを多忙だと言われてましたけど、私、現場の先生に、広陵町と違いますよ、現場の先生にお尋ねをすると、教育そのものにもっと時間を費やしたいと。それ以外の周辺の仕事、雑用というふうには、言いにくいけれども、教育にかかわる仕事であって、教育そのものではない仕事というのは、教員なかなかたくさんありますやろう。そこらあたりを教育長の采配で、町長はいろいろ人数の点で削減するんだと張り切ってますけども、必要な教育をやっぱり充実したものにするために、教育長の立場でもぜひ努力をしていただきたいと、こんなことを思って、次の質問に移ります。

＜八尾議員：2回目の質問（第4項目）＞

地区計画の問題でございます。このことにつきまして、グループホームのことが答弁の中で出ておりました。私も聞いております。これは、民主党の坂口議員が言い出してる主張でございます。自治会の中では、全く少数派で受け入れられておりません。みずから営む事業活動を前提にした主張で、住宅地を前提にした圧倒的住民の願いに合致していない。町原案に反対する議員がおられたら、これほどの時間を要するものなのかと、私はびっくりをいたしております。8割なのか、9割なのか、10割なのかとこういう議論がありました。8割あれば必ずできるという説明ではなかったと思いますが、8割で可能だということ町は会長さんに説明したので、その流れで準備をしていたわけです。ですから、この時点でハードルを高くするということがないように、ぜひお願いしたいと思います。

昨年の町長選挙で、これは平岡仁後援会の会報、夢を実現する政策推進とこうなって、8年間の実績の中にちゃんと書いてあります。まちづくり、地区計画設定による良好な住環境の実現のための支援をいたしましたと。ですから、引き続き私を選んでくださいと、こういうアピールをしておられたんだらうと思います。そういう意味で期待をしておりますから、ですからその点で考えてみるべきは、100%というのは、私は率直に言って無理だと思います。これは。土地を売却するとき、これこれの条件を認めないのであれば売れませんよというふうなものでなければ、100%にならないと思います。100%に近づける努力するのは、これは大事なことです。けども、地元も議論をして、土地所有

者の方も議論をして、意見の表明もきちんと整えてという手続がちゃんと示されてるわけですから、3月議会では確か、吉村部長は6月議会で提案するんだと、あなた言ったですね。公約違反。今、公約違反というのはキーワードになってるんですよ。公約違反、これ、どうするんですか。

<吉村事業部長：2回目の答弁（第4項目）>

私は、事務的な見通しを表明させていただいたのであって、公約という意識は持っておりません。

それと、何点か申されましたので申しますけれども、現在は県の担当と町の担当が、意見書に対する対応の回答をする意味での対応をしている協議中でございます。今後の予定を担当者に確認をいたしましたところ、やはり相当意見の内容も具体的でございますので、答弁そのもの、回答書そのものも相当具体的な回答が必要になることから、今後の手続といたしましては、縦覧あるいは都市計画審議会での議論、そして県知事の同意、その後に都市計画決定と、いわゆる議会上程案として出てまいりますので、今現在のスケジュール予定といたしましては、12月ぐらいにずれ込むのではないかなというように考えているのが事務担当としての予想でございます。公約ではございませんので、よろしく願いをいたします。

<八尾議員：3回目の質問（第4項目）>・・・答弁を求めない

議員の立場としても、地元で圧倒的多数の方が言っておられることについて、みずからの意見を留保してでも、地元で協力するというのが地元の議員としてのありようではないかということ指摘をしておきますし、それから12月に言われたけど、当初言っていたスケジュールからすると相当に時間を要しております。これは、町がやる気がなくなったんじゃないかと、こういう心配をしておるんですが、今、吉村部長が強く首を横に振られましたから、決意は確かなものなんですね。その線でぜひ頼みますよ。きちんとやっていただきたいということをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

<八尾議員：2回目の質問（第5項目）>

税金や給食費、水道料の滞納者に対する話です。

最近、共産党の議員団に生活苦からの相談がふえております。私も、この間2件ありました。それを今回の質問で載せておるわけです。

税金滞納者は、今の場合自営、男性、過労で健康を害して売り上げが減って、税金滞納の督促があったと。体で役場へ行ったというんですね。分納するという約束をして、話し合いが整ったので、そのとおり実行してたと。そのときには、21年度の滞納税も払うてくださいやという説明があったので、つらいけれどもわかりましたというふうにして、一部既に払ってるわけです。その人のところに、20年度までの滞納税44万円払えと書

類が来たからびっくりしたと。電話をかけたが、らちが明かないので、八尾議員SOSと、
こういので話があったわけです。話を聞いてみますと、この方は金がないので、父親に
金借りて払ったというわけですよ。ということになったら、親から金を借りなければ、支
払いができないような生活に急迫した状態だったということが具体的にあったわけです。
そのことを指摘して、担当課長とやりとりしまして、手続をしてもらったということなん
ですけれども、ほかにもたまたまSOSがありましたので、これはえらいこっちゃと思っ
て、お話伺いましたけど、そういうことをちゃんと町は説明をすべきなんじゃないか。実
は、国保税の減免申請の問題についても、仕事がなくなって、例えばこんなのあるんで
すよ。世帯における前年の総所得が500万円未満で、当該年度中に事業の休廃止、失業
等によって収入がなくなったこと、あるいは事業の著しい損失等によって、当該年度中の
所得額が前年に比べて2分の1に減少すると見込まれ、生活が著しく困難になると認めら
れる場合に減免ができますよということが書いてあるわけですよ。だから、これを送って
くださいと言ってるわけですよ。混乱するって言ってましたけど、よっぽど値上げをした
ことについて確信がないものとみえて、これ、あちこちで評判になってるわけです。今、
担当部局に聞きましたら、7月10日ぐらいに書類を、個人別の納付書を出したいという
ふうに言ってますけど、これはやっぱり丁寧にちゃんと町は納付書と一緒に減免の申請手
続の書類も送って、役割を果たしておるということをやっておかないと、これはやっぱり
一方的に払え払えと、法律で決まってるんだから払え払えの大合唱になるんじゃないかと
いうふうに心配してるわけですが、その点どうですか。

<竹村総務部長：2回目の答弁(第5項目)>

お答えをさせていただきます。

国保税の減免についての案内についての御意見でございます。現在、予定させていた
いでおりますのは、先ほど町長が答弁させていただいたとおりでございますが、まず減免
制度についてのお知らせにつきましては、納税通知書のほうに国民健康保険税の軽減と減
免制度についてのお知らせというタイトルのもとに1枚、色の目立つ形で印刷物を入れさ
せていただく予定でございます。その中に、その人のケースによっていろいろと異なる
ということを申し上げました。それも整理をして、書かせていただいております。一つは、
申請がなくても、所得判定であったり資格異動判定により自動的に減額になる減免の制度
の説明をさせていただき、それからさらに被保険者が申請をされることで、保険税が軽減
または減額になる場合と、そういうようなことも事細かに分けて御案内をさせていただ
いておりますので、一律に申請書用紙だけを入れるということではなしに、それらを御理解
いただき、申請がなくても既に減免をされておる場合は、その旨の御理解をいただく。あ
わせまして納税通知書の見方を記載したパンフレットも入れさせていただいておりますの
で、それでもって御自分の税額、あるいは所得のほうも御確認をいただいた上で、お困り
の点がありましたら御相談をいただくと。あわせまして過去の納税の御相談、あるいは今

年度の課税の御相談、そういうことを御相談をお受けいただく体制は整えさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

<八尾議員：3回目の質問（第5項目）>

誠実な納税者に対して、行き届いたやはり指導というか、手続をお願ひをしたいと思ひます。

もう1人紹介します。時間ありませんが。

この方は54歳の女性ですが、病気をして会社を首になって、蓄えが枯渇して、失業給付が6月で切れるというので、私のところにSOSと。税金とか滞納、一切ないんですよ。けども、6月末に金がもう切れるというわけです。どうにかしてくれと、こういう話なんです。こういう方、最近ふえてるんじゃないかと思ひます。制度は、国保税払うのが今減免できますよとか、いろんな制度がありますから、それはお伝えしたいと思ひますけど、基本はやっぱり雇用だと思ひます。働く意思のある人をぜひ採用するということができないと、難しいだろうと思ひます。役場で、本人の健康状態の問題もありますけど、こういう方の分についても、滞納者にさせないという趣旨から採用ということを特に枠を設けて考えていただくことはできますか。

<竹村総務部長：3回目の答弁（第5項目）>

お答えをさせていただきます。

まず、切羽詰まった状態の御相談をお受けいただいたという事例をお話いただきました。まず、その場合につきましては、税金云々のお話よりも、まずはあすからの生活ということが先決だと存じます。私がお答えするのは恐縮でございますけれども、その場合には福祉の生活資金等の御相談もございますので、まずもってそのような御相談をいただくというのが、あすからの生活をつなぐために必要な御案内かなと考えております。

それ以降のお話になりますと、例えば税金が残っておる、あるいはことしの課税がどうであるというようなことにつきましては、また追って細かな御相談に応じさせていただければと考えておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

<八尾議員：3回目の質問（第5項目）補足>

期待した答弁がいただけませんでした。雇用の問題で何か前進があるかと思ひましたけども、そういう方が少なくともふえておって、収納対策ということで坂口部長がしゃかりきになってやっていますけども、そこらあたりの実態もまた正確にお伝えしたいと思ひますので、ぜひ住民の生活を守る立場でやっていただきたいと。

<八尾議員：2回目の質問(第6項目)>

次に移ります。1分だけ済みません。さっきとまっていたから。

道路のことですけれども、具体的に振動がきつくてどうなるんだという問い合わせがやっぱりあります。ですから、それは個別、具体的にお願いをしたいと思いますが、恐らく住民の側からどのような基準で優先順位を設けるかと、幹線道路が先で、生活道路が後だというふうになってるのか、劣化の程度がひどいところからするんだとか、こういうことを聞きたいと思ってるんですね。どういう順番ですか。それだけお聞きしておきます。

<吉村事業部長：2回目の答弁(第6項目)>

幹線道路、あるいは生活道路というとらえ方の中で、一番修理をしないと迷惑が及んでおるといところが第一優先ということで考えております。